

次のとおり公募に付する。

令和 7 年 9 月 29 日

県北広域振興局長

1 公募に付する事項

令和 7 年度うに・あわび餌料海藻生産活性化事業業務委託 一式

2 応募要件に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 県北広域振興局管内（洋野町、久慈市、野田村、普代村）に事務所を置き、また、本業務の実施にあたり、第一種区画漁業権の免許を有し、かつ、漁業権対象種の利用が可能な法人で、仕様書に記載する内容の業務を確実に実行できる能力を有する者。

3 業務の仕様書

別紙仕様書のとおり

4 参加意思確認書の提出期限

- (1) 提出期限
令和 7 年10月10日（金） 17時00分 必着
- (2) 提出場所及び公募内容に関する問い合わせ先
担当：水産部水産振興課 普及担い手チーム 松崎
電話 0194-53-4985
Fax 0194-61-1164
Email h-matsuzaki@pref.iwate.jp
- (3) 提出方法
直接持参、郵送又はメール

(4) 参加意思確認書

別紙様式1「参加意思確認書」及び様式2「応募者の概要」

5 契約予定人の選定方法

要件を満たす応募者が1者のときは、契約予定人として決定する。

6 応募要件の無効

要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

7 その他

(1) この公募は、随意契約による相手方を選定するため、参加者の有無を確認する手続きである。

(2) 要件を満たす応募者が複数存在するときは、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争へ移行する。

なお、要件を満たす応募者は、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争の参加者とすることができる。

(3) 次のいずれかの場合は、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人とすることができる。

ア 応募者に要件を満たすものがないとき

イ 応募者がいないとき